

## 資料紹介

# 法学部学生河東倍男日記（抄録）

西山 伸†

### [解説]

#### 1 資料の概要

本稿で紹介するのは、京都帝国大学法学部学生河東倍男の日記である。

本資料は、2003年12月に古書店より京都大学大学文書館に寄贈された。A5判、本文476頁、箱入り堅表紙の日記帳であり、箱の表紙および背表紙に「第一書房 自由日記」と印字されている。1頁に縦罫15行、すべてペンで書かれている。裏見返しには「京都帝国大学法学部 河東倍男」との署名がある。

古書店よりの寄贈という経緯もあって、残念ながら本資料の筆者である河東がどのような人物なのかよく分からない。1931（昭和6）年4月に姫路高等学校から法学部に入学し<sup>(1)</sup>、1934年3月に卒業している。日記末尾に記された住所によると、実家は兵庫県武庫郡御影（現神戸市東灘区）にあり、京都市左京区吉田神楽岡町に下宿していたようである。資料中の記述を見ると、阪神間で酒造等で著名だった辰馬家を本家としているようにも推測され、卒業後もその紹介で共同信託に就職している。

本資料の記述は、1931年12月28日から始まっている。その日「日記ヲツケ始メテ丁度二年ニナル」と記されており、また「前ノ日記ヲバ京都ノ下宿ニ忘レテ帰ツタノデ久シクツケナカツタ」

ともあるので、本資料の前に別の日記帳があったことが分かるが、その所在は不明である。

日記は毎日つけられているわけではなく、長いときには約2カ月間が空いているときもあるが、ともかく在学中は続けられている。しかし、卒業前最後の試験について記された1934年3月18日の次は就職後の同年9月22日まで飛び、その後は1935年7月7日、1936年7月19日に記されているだけとなっている。

本稿では、河東の京大在学中の期間のみ紹介することとした。また、その中でも旅行中の記載（1932年夏には紀伊半島、1933年夏には北海道に旅行している）や、家族・親族関係のみの記載、大学とは無関係のスポーツ観戦のみの記載となっている日は省略した。

#### 2 資料の内容

##### (1) 学生生活

本資料で詳しく記されているのが年度末の試験についてである。本稿の範囲内では河東は三度受けているが、どの年も受けた問題まで記録されていて、当時の試験について知る手がかりとなっている。しかし、少なくとも日記の記述によれば、河東は普段から真面目に勉強して対策もしっかりとって試験に臨むというタイプの学生ではなかったようである。前日に酒を飲んで答案がうまく書

† 京都大学大学文書館准教授

けなかったこともあったし(46頁)、「少シモカヲ入レテ勉強シテナイ」(45頁)、「早く試験ガ済ンデホシイ」(46頁)、「試験ガスンダラ十二月マデ遊ベル」(47頁)等の記述が見られる。そういう意味では、河東は「普通の学生」であったと言えるかもしれない<sup>(2)</sup>。

また、試験対策として「プリント」が利用されていて、「プリント屋」なるこれの販売業者もいたことが分かる。このプリントとは、講義の内容を要領よくまとめたもので、「数年前までは京大には殆んどプリント等といふものはなかつたが、近来法経の学生で利用者が多くなつた」<sup>(3)</sup>のだという。さらに、試験の際に「カンニング」をした学生がいたと末川博教授が「憤慨シ」ていたという記述もあり(47頁)<sup>(4)</sup>、出来が悪く不可かもしれないと思っていた科目に優が付き、「テツキリ不可ダト思ツタノニドウシタコトデアロウ」(48頁)と驚いてもいる。日記による限り、この当時は試験や単位認定がルーズであったことが想像される。

詳しく記されている試験とは対照的に、普段の講義については全くと言っていいほど触れられていない。例外なのが教練であり、当時はまだ必修化されていないが学生にとっては定められた回数を出席することが必須だったことが察せられる。滝川事件で法学部の講義が行われていないときにも出席している(62頁)。もっとも、友人の代わりに受けていると思われる時もあり(66頁)、教練の出席認定も必ずしも厳密ではなかったようである。

課外活動についても何の記述もなく、特定の運動部や文化部に入っていないと思われる。また、読書についても、試験対策で読んだものが若干書かれている程度である。その一方、飲酒(TRINKEN)を好んでいたようで、友人と飲みに行ったとの記述はよく見られる。かなり深酒をしたこともあり、「病的酪酊カモシレヌ」と心配し

ている(45頁)。また、野球、ラグビー、オリンピック等のスポーツ観戦についても積極的であった。

河東が在学していた1931年から1934年にかけては、国外では満州事変が勃発し、日本は中国東北地方に軍事行動を展開しており、その結果満州国承認から国際連盟脱退という孤立化の道を進み始めていた。また、国内でも五・一五事件によって政党内閣が終結するなど、正に内政・外交とも大きく揺れ動く時期に相当していた。こうした内外の情勢に関しても時折記述がある。「ファツシヨ」に対する警戒心(49頁)や、連盟脱退について「サテ脱退ハヤスイガソノ始末ハドウナルダロウカ」(56頁)と書かれているところから見て、事態を冷静に、幾分かの不安も持ちつつ観察していたことが推測されるが、何か社会運動に加わっているような形跡は見られない。

## (2) 滝川事件

河東が三回生であった1933年5月、法学部教授滝川幸辰がその思想がマルクス主義的であるという理由で文官分限委員会において休職を命じられる事件が発生する。法学部教授会は、それ以前から文部省に要求されていた滝川休職に抗議する姿勢を見せており、休職処分を受けて全教官33名が辞職を表明した。その後、局面打開を目指す動きもあったが、結局7月には法学部教官は辞職組と残留組に分裂し、合計21名が法学部を去ることになった(うち7名が翌年までに復帰)。

滝川事件と呼ばれるこの事件<sup>(5)</sup>は、当然のことながら河東の学生生活にも大きな影響を及ぼしており、日記にも比較的詳細に語られている(59-64頁)。

滝川の休職処分が公表された5月26日に開催された法学部学生大会に、法学部教官一同が現れ、宮本英雄法学部長が総辞職を学生の前で表明したことはよく知られているが、河東もその場にいたようである。また、教官支持のため学生は退学届

を出すことが決められたようで、5月30日には書くために大学へ行っている<sup>(6)</sup>。しかし、事件について河東の受け止め方は全体として傍観者的である。「学生モ思想的背景ナシト称シテコノ運動ヲ続ケテ行クコトニ全学生ハ賛成ラシイ」という記述などは、本人は学生の一人ではないような書き方であるし、「トモカクコノサハギハ夏休マデ続ク形勢ラシイ。ドチラガ折レドウ解決スルカガ見物デアル」とも書かれている。また、6月上旬には「京都ニ居タツテナニモスルコトナク仕方ナイノデ」御影の実家に帰ってしまっていて、その後の動きは報道で把握していた。なお、日記によると6月中旬には「モウ京都デハ大部学生ガ帰省シタヤウ」であり、こうした行動をとるのは河東だけではなかったようである。

そして、小西重直総長が文部省と折衝して持ち帰った解決案に対して法学部が受け入れられない意向を表明した<sup>(7)</sup>6月16日には「法科ノ教授連モコノ辺デ妥協シテハドウカト僕ハ考ヘテ居ル」と述べた上で、「勝算ハムシロ文部当局側ニア」るのに「アクマデ突張ツテモシ大学閉鎖ノ如キ運命ヲ見ルニ至ルナラバソレコソアブ蜂取ラズデアル」と記している。さらに「教授連辞任シテモ大シタ苦痛ハナイカモシレナイガ残ル学生千五百ハドウ始末ガツケラレルカコノ方ヲ少シ考ヘテモライタイ」と、卒業後の将来を考える学生の立場から教官の行動を批判している。

実際には、宮本学部長は学生に対する教育をいかに維持していくかを考えて様々な解決策を提起していた<sup>(8)</sup>が、水面下で行われていたこうした交渉を学生が知るはずもなく、当事者の滝川が後年回想したように「京大法学部は、はじめから(文部省との間に一筆者)調停などありえないと信じていた」<sup>(9)</sup>と述べているような雰囲気では、京大法学部閉鎖を学生が本気で心配したのも無理のないことであった。

河東が教官の行動を批判したのは、辞職組とな

った教官を失いたくなかったからのようである。教授7名が辞表撤回の声明を、当初文部省が辞表を受理しなかった恒藤恭・田村徳治が留任拒否の声明を、それぞれ公表して法学部の分裂が決定的となった7月22日には、小西の後任の松井元興総長について「文部省ノ指摘シタ六教授ノ辞表を易々トシテ進達シ折角小西総長ガ一人ノ辞職者ナキヤウ取計ニ苦心シタコトヲ無視シ佐々木其ノ他ノ優秀教授ヲ辞職セシメル等総長トシテハ大シタ功劳モナイ」と厳しく批判している。また、事件が一段落し、残留組を中心に講義が行われていた11月15日には「今ノヤウナ三流大学陣営デモツテ学生連ハ満足シテ居ナイガ積極的ニ何スルコトモ出来ナイ」と、教官の陣容に強い不満を述べていた。

このように、河東は必ずしも法学部教官の主張を理解していないわけではなかったが、積極的に支援する行動には加わず、傍観者的立場に終始した。滝川事件における学生の行動については、教官支援に積極的に動いた側の動きがこれまで紹介されていた<sup>(10)</sup>が、そうでない河東のような学生の資料は珍しい。現実問題として、教官支援の運動に京大学生の何割が参加していたのか不明であるが、自らの将来を心配し強硬な法学部の姿勢に批判的な学生がいたとしても不自然ではないと思われる。事件を立体的に見るためにも、こうした学生に関する資料を今後も発掘していくことが必要であろう。

本資料を翻刻するにあたっては、以下の点に留意した。

- ・縦書きを横書きに修正した。
- ・適宜句読点を補った。
- ・明らかな誤字・脱字は修正した。
- ・姓のみが記載されている人名については、判明する限り名を〔 〕で表記した。
- ・判読できない箇所は■■■で表記した。

[註]

- (1) 『京都帝国大学新聞』1931年4月15日付。  
(2) 河東も受験していた1932年2・3月の試験について、学内の新聞には次のような記事がある。

今が試験のまつ最中、学内では寄るときはるとその話して持ち切りだ。何と云つても朗らかなのは法経の試験場風景一問題を提出した某教授曰く。

諸君は皆××××の試験を受けるのですか。間違つては居ませんか。私の試験は××××ですよ。若し間違つて来てゐる方があれば退場して下さい。私の講義をきいてゐたのはこんなに多数でなかつた筈だ。

そして、この記事では教授の発言を聞いた学生の反応が以下のように記されている。

だがこれをきいた学生

「おいあれがY教授か」

「おれも始めて見たので、そうだらうと思つてゐるんだ。かう沢山では答案を見るのも大変だらうし、御無理もないな」

かうした学生にまじつた真面目な勉強家にとつては、まことにもつてなさないことには相違ないが、彼等は試験場に来てまで、前夜の飲酒を吹聴して、勉強して来なかつたことを誇つたり等々（『京都帝国大学新聞』1932年3月5日付）

- (3) 『京都帝国大学新聞』1932年2月5日付。  
(4) 河東本人も、憲法の試験の際に隣席の友人に問題の意味を「ナンダト聞イタ」と記している（46頁）。  
(5) 滝川事件については、松尾尊允『滝川事件』2005年、岩波書店、を参照。  
(6) 「第八教室ニ姫高ノ連中ガ頑張ツテ居テソコデ書カサレル」とあり、松尾が指摘しているように出身高校別に学生が運動していることが分かる（前掲『滝川事件』201頁）。  
(7) 小西の持ち帰った解決案は、文部大臣が「研究、教授ノ自由及教授ノ進退ニ関スル大学自治」を「法令並従来ノ取扱例ノ範囲内ニ於テ之ヲ承認シ得ヘシ」と表明する形式となっていた（京都大学百年史編集委員会編『京都大学百年史』資料編2、2000年、289頁）。これに対して、法学部は「法令」が大学について定めた大学令以外の法令も含み研究の自由を新たに制限する可能性が生じていることなどを理由に、教官全員による辞表進達要請を総長に行っている（前掲『滝川事件』177頁）。  
(8) 拙稿「資料紹介 滝川事件について 一宮本英雄氏聞き取り一」『京都大学大学文書館研究紀要』第6号、2008年、参照。  
(9) 滝川幸辰『激流』河出書房新社、1963年、153頁。  
(10) 京都大学新聞社編『口笛と軍靴』社会評論社、1985年、前掲『滝川事件』など。

[資料]

十二月二十八日

前ノ日記ヲバ京都ノ下宿ニ忘レテ帰ツタノデ久シクツケナカツタ。

僕ハ十八日金曜日ノ午後ニ帰省シタ。モウ少シ居テモヨイガ金モナクナリ居テモ学校へ出ナイカラ帰ツタワケdeal。但教練ガ法定ノ時間出席シテ居ナイカラソレヲウメアハセルタメニ二十三日ニ行クトシテ一先ツ帰省シタワケdeal。日記ヲツケ始メテ丁度二年ニナル。ヨクモツマケタワケダ。僕モ日記ヲカウ継続シテツケルトハ夢ニモ思ハナカツタガ幸ニモ継続スル事ガ出来タ。コレマデノ日記ハ但日常ノコトガラノミヲツケテ居タガ今度ハ少シ方針ヲ変ヘテ感想ヲ書カウ。帰省シテ以後ハ試験モ三月ニアルカラ割合ヨク勉強シタ。僕ハ今年ハケ科目受験スルツモリダカラ割合ニ多イ。シカシー科目国法学ハ今年十月ニ取ツタカラ結局ハ七科目ダケdeal。帰ツテカラ勉強シタ科目ハ京都デ少シヤツテ残ツテ居タ民法総則ト憲法

ヲ昨日仕上ゲテシマツタ。コレカラハ刑法ヲヤル予定デアル。

二十三日ニハ京都へ行ツタ。十時カラ三時マデ教練ノ講義ヲ聞ク。ソレガスンデ大塚ト笠原ト歳晚ノ京極ヲ歩ク。麻雀ナドシテ九時スギニ家ヘカヘツタ。

ナホ我々御影第一大正十三年卒業ノ課外組ノ嘉納新居和田等ノ者ガ樋口先生ヲ中心トシ御一甲子会ト云フモノヲ組織シテ四日ニ発会式ヲスルサウダ。僕モ入会スル事ニ定メタ。

新聞ニヨレバ京大ハ東征最初ノ試合対東大戦ニオイテ東大ヲ二十二対六デ輕ク屠ツテ居ル。

一月一日

イヨイヨ昭和七年一九三二年ナリ。僕モ京大生活第二年目ダ。人並ニ一年ノ計ヲタテルトシテ計画ヲ立テ見ルト第一ニハ目下近ヅキツ、アル試験ニ最善ノ努力ヲ払フ事、第二身体ヲ壮健ニシテヨク肥ヘ規律アル生活ヲ送ル事、第三アマリ馬鹿ナ遊ヲシナイ事、ヲ今朝寢床ノ中デ考ヘテ見タ。

正月ハ例ニヨツテ早朝宮詣ト寺参。午後ヨリ辰馬詣。夜ハナスコトナクボンヤリ暮ス。

先ツコレデ正月トシテノ義務ノ方面ヲ仕シタワケデコレカラユツクリ遊ブツモリダ。

一月八日

イヨイヨ休モ少クナリ兄モ今日カラ学校ダ。僕ダケ家デブラブラシテ居ルノモ悪イカラ十日ニハ行クツモリダ。休暇中ノ勉強ハ予定ダケ今日済ンダ。刑法民法総則憲法ノ本ヲ一通リ読ンダガマダモ二、三度読マナケレバナラス。

今日觀兵式行幸途中ニオイテ天皇ニ爆彈ヲ投ゲタ朝鮮人ガアツタサウダ。大阪神戸方面ハ号外ヲクバツタガ御影デハ号外ガ官憲ニオサヘラレタノカ僕ハ見ナカツタ。

内閣ハ直チニ閣議ヲ開イテ総辭職ト云フコトニシテ辭表ヲ出シタ。<sup>(觀)</sup>犬養内閣ハ成立後僅カ一ヶ月モタ、ナイ間ニ不慮ノ事件ノタメニ瓦解シタ。コレカラ政友会内閣ノ政策ヲ大イニ行ヒ犬養景氣ヲ作ラントスル時モロクモ破レタ。サテ後繼内閣ハ何処ヘ行クヤラ。日本ノヤウニカヨウナ特殊ナ事件デ内閣ガ辭職スルヤウナ国デハ予見ヲ許サナイ。民政党カ中間内閣カ。

又米国デ英仏等ヲ誘ツテ日本ノ滿州占領ヲ不戰條約、九ヶ国條約違反ナリト干涉ヲ行ツタト云フ。

内ニハ金輸出禁止ヲシテ間ナク外ニハ諸強カラ干涉ヲ受ケシカモ内閣ハ瓦解シタ。日本ハカ、ル難局ニアル。果シテ後繼内閣ガ如何ニコレヲ裁クデアロウカ注目ニ値スル。

一月十日

今日京都へ出発。家ニハ河北夫人ガ来テ居タ。

四時頃下宿ヘツキタ食後下宿ノ栄一氏ト遊ビニ行ク。話ヲ聞キスター小町ヲ経テ宮川町ノダンスヘ行ク。其ノ後今度出来タ赤玉ヘ行ク。二時スギ下宿ヘカヘル。

犬養内閣ハ時局重大ナル故留任セヨトノ大命ヲ拜シ留任ト定ツタ。サウシテ首相ノ云フコトニハ今度カ、ル事件ヲ引き起サナイガ我々ノ責任ダトウソブイテ居ル。

一月十二日

今朝早く起キテ学校ヘ行カウト思ツテ居タガ眼覚時計ヲナラスヤウニシテ居ナカツタタメ十二時マデ寢テ



ノ質問等アリテ休ケイトナリ後衆議院ニテ同様ノ國務大臣ノ演説アツテ後直チニ解散トナツタ(三時二十三分)。

僕ガ丁度三時スギ北白川ヲ通ツテ居タラ毎日新聞ハスデニ号外ヲ配ツテオリ朝日ハマダ配ツテオラズ。ダガスデニ配達人ハ号外ヲ手ニ持ツテ命ガ来ルノヲ待ツテ居ルノダ。察スレバ昨日ノ内ニ号外ヲ印刷シテ各新聞ニ配布シテアツタモノラシイ。ナニシロ機敏ナコトヲスルモノダ。

二月一日

本日午後米谷ノ下宿ヲタヅネブラブラシテ大塚ニアヒ共ニアソビニ行キトリンケン。僕ハ前後不覺ナニモワカラナクナリ蹴球部ノ国領ヤ米谷ニオクラレテ帰ル。シタコトハナニモワカラス只断片のニシカ記憶ナクコンナコトハ珍シイコトデアル。所謂病的醜態カモシレヌ。コレカラハ少シ差控ナケレバナラス。

又此頃日本ハ上海ニオイテツイニ支那ト衝突シ殊米国ハ強硬ナル抗議ヲナシ經濟的封鎖ヲセント息込ンデオル。支那ハ例ニヨツテ連盟ニスガラントシテオリ日本ハコレニ對シテアクマデ反対シテ居ル。

二月十八日

コノ頃ハ予定通先ヅ試験勉強ハ進行シテ居ル。今日午後ヨリ米谷ノ下宿ヘ行キ大塚ニ会フ。共ニ町ヘ散歩ニ行ク。五時頃カヘツテ来テ農大前ヲ歩イテオルトキ米谷ガ今日飲ミ納メヲシヤウト云フノデ又引キ返シ共ニ飲ム。二人デ行ク。

第三回普通総選挙ハ二十日ニ行ハレル。今度ハ政友会ガ与党デモアルシ立候補者ガ民政党ヨリ百名程多イカラ差ハ五十名乃至七十名開キ政友会ガ絶対多数ヲ占メルコトハ疑ナイダロウ。

二月二十三日

モウ試験マデ一週間ダ。予定通り進ンデ居ルケレドモ少シモ力ヲ入レテ勉強シテナイ。只義務ノヤウニノートヲ讀ンデ居ルダケダ。何ニシロ十二月ノ中頃カラ試験勉強ニ取りカ、ツタノダカライヤニナルノモ無理モナイ。アマリ早く準備ニカ、ルノモ考ヘテ見ルト無意味ナコトデアル。此頃ハ早く試験ガ済ムコトバカリ願ツテ居ル。

選挙ノ結果政友会ハ空前絶後三百数名得タノニ反シ民政党百四十数名丁度半分。コンナニ政友会ガ大勝スルトハ政友会ハ勿論世間ノ人モ意外デアツタダロウ。ナニシロ民政党ノ緊縮政策デ都会ハ勿論コトニ農村ニオイテ随分苦シンデ居タカラ民政党ハ不利デアツタノガ最大原因ダ。トモカクコレデ政局ハ一時安定シタワケダ。満州上海ニオイテ問題ハマスマス複雑ニナリ満州ハ新国家成立シ宣統帝ガ元首ニ迎ヘラレタト云フガコレモ支那人ノコトダカラドウナルカワカラナイ。上海ニオイテ支那軍盛ンニ頑張り呉淞鎮ナカナカ陥落シナイ。攻撃シテカラ約一ヶ月ニナルダロウ。

三月一日

今日正午家ヲ出発京都ヘ向フ。イヨイヨ明日カラ試験。

夕方飯後下宿ノ息子ト話ヲ聞キニ行カウトシテ出ル。準備モ一先ヅ了リ明日ノ憲法ハ本ヲ開披シテモヨイト云フノダガ町ヘ出ル。富貴ノ前ヘ行ツタ。今日ハ一日デ人ガ多勢ナヤウダカラ止メテ少シ TRINKEN シテ帰ロウト思ツタガ終ニ量ヲスゴシ十二時スギ下宿ヘカヘル。

三月二日

午後一時ヨリ大ホールニテ憲法ノ試験アリ。僕ハ昨日ノ加減デ今日スコシ頭ガ変ンダト思ツテ居タラ案ノ定問題ノ意味ヲ取違ヘテシマツタ。

問題 一、帝国憲法原則中立憲主義実現ニ重要ナルモノヲニツアゲテコレヲ説明セヨ。

二、帝国憲法上司法裁判所ト行政裁判所トノ差異如何。

一番ヲ原則ヲカクノヲ機関ヲ書イテシマツタ。即チ隣ニ藤田ガ居タカラナンダト聞イタラ国务大臣ト帝国議会ダト云フノデソノマ、機関ノ説明ヲシテシマツタ。コレデ憲法ハ最良ノ場合デ可最悪ノ場合ハ不可ダ。第一日目ノ出鼻ヲクヂカレテ失望落胆。明日ハ刑法デアルガ全ク意気消沈シテシラベル気モセズ直チニ寝ル。

モウ二度ト試験前ニハ TRINKEN シナイツモリダ。

三月三日

本日午後一時ヨリ大ホールニテ刑法ノ試験施行。

問題 左ノ中二題

一、刑法上ノ学派

二、不能犯

三、刑法上ノ占有

僕ハ一番ト二番ヲ書ク。即チ一番ハヨクカイタツモリダガ二番モ相当自信ガアツタ。後デ本ヲ読ムト少シ間違テ居ルノデ又悲観。最良ノ場合ハ良最悪ノ場合ハ可ト予想。アマリ悲観シテモツマラナイカラ後ノ五課目ヲ優秀ナル成績ヲ取ルベク努力セント決心。

三月七日

昨日マデ試験ガナカツタカラ家ヘ帰ツテ居タ。コレカラ五日間続ケテ試験ダ。早く試験ガ済ンデホシイ。

今日ハ経済原論。四題ノ中二題選択。僕ノ書イタ問題ハ一ト四。

一、主観の利用価値ガ商品価格ノ決定ニ如何ナル関係ヲ有スルヤ。

二、金ダ換停止後不換紙幣トナリタル我ガ国貨幣ハ物価ニ如何ナル影響アリタルカ。

三、経済生活ノ内容ヲ生産流通（交換）分配消費ニ分レル通説ヲ承認シ得ベキカ。

四、剰余価値ノ成立ニツイテ。

試験ハ九一十一時マデ。昼カラ大塚井上ト植物園ヘ行ツタリ麻雀シテ結局九時スギ下宿ヘカヘル。

三月八日

本日午後一時ヨリローマ法ノ試験アリ。

1、Actio Publiciana

2、法学隆盛時代

3、Obligatio Naturlalis

4、Leigesta

5、res mancipi

以上五題出タ。

モウ試験モコレデ四科目済ミ最早半分以上コレデ済ム。アト三科目。

ナホ満州ニオイテハ宣統帝ヲ擁立シテ今日新国家ヲ建設スルト云フコトダ。何分支那ノコトダカラワカラナイガ新国家存続ハ日本ニ取ツテ好都合ナコトダ。

三月九日

本日午後一時ヨリ債権総論ノ試験施行。

一、第三者弁済ヲ論ズ。

二、偽造受取証書所持人ニ対シテナシタル弁済ノ効力如何。

一番ノ論ズ、ニハイサ、カ面クラフ。ナントカオ茶ヲニコス。

二番ハ相当。

試験モアト二課目。頑張レ。

三月十日

本日午後一時ヨリ商法一部ノ試験施行。

第一問

合名会社ノ代表社員ノ一人甲ナル者独断ニテ乙ヲ支配人ニ選任シ乙ハ会社ノ名ヲ以テ第三者丙ト取引ヲナシタリ。コノ取引ノ効力ヲ問フ。

第二問

株主ニ配当スルコトヲ得ベキ利益トハ如何ナルモノヲ云フヤ。

以上全部会社法ヨリ出テ総則ヨリハ一題モ出ナカツタ。帰りニ井上ノ下宿ヘヨツタラ井上ハ風邪ヲヒイテ困ツテ居ル。モウ明日一日デ試験モ終リダ。試験ガスンダラ十二月マデ遊ベル。嬉シイコトダ。最後ノ頑張。

三月十一日

本日午後一時ヨリ民法総則試験。僕ノウケル試験中最後ノ試験ダ。

一、乙ハ未成年者甲所有ノ金時計(時価百円)ヲ鍍金デアルト云ツテ十円デ買イ取ツタ。コレノコトヲ知レル丙ハナンニモシラナイ丁ヲ代理人トシテ三十円デ買ハシメタ。コノトキノ法律関係如何。

二、法定果実

形成権

期限ノ利益

僕ハ一番ノ問題ヲ丙ヲ代理人トシテ書イテ人ヲ間違ツタ。

ナホコノ試験ノ始メニ末川<sup>博</sup>教授ガ来テコノ前ノ末川ノ時間ニカンニングヲシタ奴ガアツタト云ツテ憤慨シモシスルモノガアレバ直チニアゲルト云ツテ驚カシテ居タ。

ナホ試験後大塚ト町ヘ出テ十二時頃大塚行キツケノオデンヤヘ行ツタラ大塚ノ友人ガ麻雀ヲ挑戦シテ来タノデソノ人ノ下宿ヘ行ツテ朝マデ四圈打ツ。七時スギ麻雀オハツテ直チニ下宿ヘカヘリ三時スギマデ寝ル。

三時スギ帰ル予定デアツタガ雨ガフツテ居タノデ止メテモウ一日居ルコトニスル。

三月十三日

本日午後一時起床。

直チニ荷物ヲシテ帰ルコトニスル。

コレカラ又単調ナル休暇生活ガ始マル。

三月十七日

コノ頃ハ全ク単調デアアル。

兄ヤ武次氏ハ毎日辰馬ヘ行ク。僕ダケガマダ学校ダ。昼マデ寝テブラブラシテ居ルコトハ心苦シイ。早ク学校ガ始マレバヨイ。

明日ヨリ臨時議會ガ始マルト云フコトダ。上海事變ノ費用ヲ緊急勅令デ出サウトシタガ枢密院ニサヘギラレテ議會ヲ開クト云フコトダ。白色テロノ横行デ井上前蔵相、<sup>〔孫卿〕</sup>三井ノ大番頭ガテロノ手先デ倒レ東大京大生モコレニ関係シ京大ノ猶興学会<sup>(1)</sup>ニ検挙ノ手ガノビタ。ソコヘ<sup>〔榎五郎〕</sup>中橋内相ガ病氣デ議會出席ガ危ブマレタノデ内相辞職シ<sup>〔喜三郎〕</sup>鈴木法相ガ代ルト内定シタガ<sup>〔男之助〕</sup>久原幹事長ノ横槍デ一時延期犬養首相ノ兼摂デ納ツタ。三百名ノ大政友会ノ内紛ノ端ガ見エタ。犬養首相モ養子デツラカロウ。

三月二十九日

此頃全ク退屈ダ。

今日ハ午後ヨリ神戸ノ松竹座ヘ行ク。

デイトリツヒノ上海特急ヲ上映シテ居タ。支那ノ現状正規兵便衣隊兵匪ノ状態ヲヨクアラハシテ居ル。支那デハ支那ヲ侮辱スルモノトシテ上映ヲ禁止サレタ映画ダ。シカシ思ツタヨリツマラナイ。外人ノ目ニハ目新ラシイカモシレヌ。カヘリニ湊川公園ノ衛生博覧会ヘ行ク。花柳病ノ模型アリ。井上ヨリ葉書来ル。返事ヲカクツイデニ大塚ヘモ葉書ヲ出ス。

四月十日

本日一時スギ家ヲ出テ京都ヘ行ク。

京都ヘツイタラ丁度染織祭デアツタノデ暫クソレヲ見テ四時頃下宿ヘカヘル。夜又一人デ町ヘ出ル。今年ハ毎日学校ヘ出席スルツモリデアアル。

四月二十一日

十日ニ京都ヘ来テカラマダ一度モ学校ヘ出テ居ナイ。明日カラ出席シヤウ。イツモ出席シヤウトバカリ思ツテ居ルダケデ明日カラ明後日カラトバカリ云ツテ少シモ出席シナイ。悪イ傾向ダ。

此ノ間成績ガ発表ニナツタ。先ヅ通常ダ。

憲法優、刑法良、民法総則良、債権総論良、商法一部優、国法学良、ローマ法良、經濟原論可、憲法ノ優ニハ驚イタ。テツキリ不可ダト思ツタノニドウシタコトデアロウ。

今年度ハ課目ノ配当ガ変更ニナツタタメニドウモ時間表ノ都合ガ悪イ。色々研究シタガドウシテモプリントノ課目ガアル。

此ノ間背広ヲアツラヘ今日仮縫ニ行ツタ。店ハ有本値段五十五円。

五月一日

二十九日ガ天長節三十日ガ宣誓式一日ガ日曜日ト三日間ツマケテ休日ガアルノデ二十八日ノ日ニカヘツタ。御影デハ三月末ニ閉ツタ信用組合ガマダ開カナイデツイブンサハイテオル。二十八日ノ夜第二小学校デ預金者大会ガアツタ。僕ハソレヲ聞キニ行ク。皆一杯機嫌カモシレナイガ非常ニヤカマシク議會ノヤウデ要領ヲ得ズ。理事達ハ椅子モアタヘラレズ立ち通シテツライコトダロウ。一日ニハ乾辰馬氏来ル。

五月十五日

又此ノ頃日記ヲツケルノヲサホツテ居ル。コノ頃ハブラブラシテ居ル。学校へ出タリ出ナカツタリシテ規律ガナイ。

井上ガ家ノ事情ノタメ今月ハ大阪カラ通ツテ居ル。

米谷モコノ月ノ始メテヤツテ来タ。

今日ハ日曜日ナノデ昨日家ヘカヘツタ。帰りノ汽車ニカ武氏ニ会フ。共ニ四条ヲ散歩シテ帰ル。

今日ノ号外ニヨルト犬養首相ハ狙撃サレ政友会本部、警視庁、<sup>[仲野]</sup>牧野内府ノ家ニハ手榴弾ヲ投ジタサウダ。トニカク恐シイ世ノ中ダ。コレモフアツシヨノ仕業ダロウ。フアツシヨト云フ奴ハ理論モ無シニ但テロヲ発揮スルカラ困ツタモノダ。

五月十七日

犬養首相ハ狙撃サレタ即日何分老齡ナルタメニ終ニ死去シ其ノ後任總裁ハ鈴木内相ト定マツタ。前ニ鈴木<sup>[竹次郎]</sup>対床次久原ノ二流ガ政友会ニアツタ。時局重大ト云フノデ床次ガ鈴木ヲ推戴シタト云フコトデアル。トニカク床次系ノ勢力ガ鈴木ヨリ劣レルコトヲ裏書セルモノデアル。ナホ高橋蔵相ヲカツギ出サントシタモノガアツタガコレモ物ニナラナカツタ。

シカシ憲政ノ常道カラ云フト当然鈴木ガ内閣ヲ継グワケダガ軍部ハ政党内閣ニ反対シ強力ナル内閣ヲ作ルベク努力シテ居ル。シカシ軍部ガアマリ出シヤバルト今度狙撃犯人モ軍人ダカラ国民ノ信ヲナクシテシマフデアロウ。

ナホチャプリング十四日日本ヘ来タガコノ事件デチャプリンノ噂ナンカケシトンデシマツタ。

五月二十二日

犬養内閣ノ後継内閣ニツイテハ<sup>[公望]</sup>西園寺公上京以来数日内重臣ト看做サレル人ヲ呼ンデ其ノ人ノ意見ヲ聞キソノ中政党内閣ヲ推シタ人ハ極メテワズカデ皆協力内閣ヲ推シ西園寺公モ慎重熟慮ノ上ツイニ本日齋藤実氏ヲ推シ本日同氏ニ対シテ大命降下シタ。シカシ政友会デハ超然内閣反対ノ旗幟ヲ上ケ民政党モ議會擁護ヲ唱ヘテ居ル内ニドレダケ齋藤氏ガ衆議院ヲ操縦スルカ?トニカク今日下院ノ多数党タル政友会ヲ無視シテ政治ヲ行ハレナイコトハ明ラカデアル。トニカク今度ノ政変ハ軍部ノ主張通り拳国内閣トナリ政党内閣ハツイニ倒レタ。シカシ拳国内閣ト云ツテモサテ政友会カラ何人入閣スルダロウ。果シテ拳国タル実ノアル内閣ガ出来ルカスコブル疑ハシイ。

六大学リーグ戦ハ先日早稲田ガ脱退シテカラ興味半減シタ。今日慶明戦ヲ最後トシテ慶応ノ優勝スル所トナル。早稲田ハ球界浄化ノタメニ俄然リーグヲ脱退シタコトハマコトニ感服ノ至リデ今後トモ早稲田ノ行

動ヲ注目セネバナラス。

今日ノ野球ハホトンド職業野球ト変リナク如何ニ当事者ガ弁解シタ所デソレハ争レヌ公然ニ事実ダ。トモカク早稲田ハヨク敢然トシテ脱退シタモノダ。

六月十七日

大分日誌ヲツケルノヲサボツテ居ル。コレガ日誌ノ倦怠期デアロウ。此頃ハ全クアツクテヤリキレナク其ノ上財政困難ト来テ居ル故憂鬱ダ。

コノ月ノ十三日ヨリハ兄ガ京都府立医大病院へ入院シテ居ル。斜視ノ手術ヲウケニ来タ。十四日ニ手術ヲシテ此ノ頃大分ヨクナツテ居ル。ソノ方モ見舞ニ毎日行カネバナラズ此頃ハ感心ニモ学校ヘヨク出テ居ルノデ非常ニイソガシイ。

今日モ学校へ出タラ中野正剛ガ例ノ大風呂敷ヲ開ゲタ演説ヲシテ居タ<sup>(2)</sup>。アマリツマラナイノデ二十分程聞イテ出ル。

六月二十五日

コノ頃梅雨デ全ク陰氣デ暑イ。教授連モ追々夏休ニ取りカ、リ半分程休ンデ居ル。僕モ早く夏休ニシタイガ兄ガマダ病院ニ居ルタメニ独リデ帰ルワケニハ行カヌ。困ツタコトダ。兄ハマダ左ノ眼ヲ手術スルト云ツテ居ルガドウヤラ未ダ二週間比カ、ルラシイ。毎日二時間程病院通ダ。全クヤリキレナイ。

八月四日

コレマデ毎日海へ行ツテ居タガ海ガキタナイノト脚氣ガ出テ来タラシイノデ二、三日前カラ止メタ。

兵庫大会モ甲陽ハ第一投手浜辺ガ病氣デ不出場デアツタニカ、ワラズ優勝戦マデ行ツテ明石中学ニ三対〇デ破レル。コレデ明石ハ始メテノ優勝デアル。

ロスアンジェルズオリンピツク大会ハ一日ヨリ始マツタガ日本ノ入選シタモノハ

百米吉岡<sup>(隆徳)</sup>六等、走幅跳南部<sup>(忠平)</sup>三等田島<sup>(直人)</sup>六等、棒高跳西田<sup>(修平)</sup>二等望月<sup>(修夫)</sup>五等デアル。米国ガ百点以上得テ一番日本ハ四番。

八月五日

本日オリンピツク大会デハ日本ガ三本日章旗ヲ上ゲルト云ツテ居タ三段跳ノ競技ガ行ハレタ。

期待サレタ織田<sup>(幹雄)</sup>ハ足ヲ痛メテ失格シ走幅跳デ優勝ヲ期待サレナガラモ三等ニナツタ南部ハ発奮シコノ競技デ織田ノ作ツタ世界記録ヲ破リ十五米七二デ優勝シタ。又大島<sup>(健吉)</sup>ハ三等ニ入選シタ。

八月八日

オリンピツク競技ノ陸上競技ハ本日ノマラソンヲ以テ終ハル。日本ハ期待シタマラソンハハヅカ五、六等ニシカ入選セズ。四百米継走千六百米継走ニ五等ニ入選シ合計三十一點世界ノ五等トナリ一番米国二等フインランド三等ドイツ四番英国ノ順序デアル。

又水泳ハ百米自由型決勝ニオイテハ一、二、五ト入選シ断然他ヲ圧シテ居ル。

八月十五日

今日ハ盆。例年通り辰馬詣。増谷支配人ハ眼病手術ノ後ノ養生ノタメニ行カズ。  
オリンピック競技ハ今日ニ終リ。日本ハ最後ノ馬術ノ個人競技<sup>(竹一)</sup>デ西中尉ガ優勝ス。  
水泳ハ日本ガ断然一番。女子水泳ハ米英濠和ノ次カ日本。

八月二十二日

本日前特別議会ノ決議ニ基ク時局匡救ノタメノ臨時議会ノ開院式デアツタ。即チ政府デハコノ不況ヲ救済スルタメニ一億八千万円ヲ投ジテ土木事業ナドヲ起シテ農村失業者ヲ救ハントスルノdealガ政友会及ビ先キニ民政党ヲ脱シタ安達中野及ビ革新倶楽部ノ人々デ組織シテ居ル国民同盟デハソレデ手ヌルイトシテ居リ又会期僅カ八日ナルタメソレヲ延長セントスル策動ガ同方面ニオイテ行ハレテ居ル。  
政府モインフレーションノ要ヲサトリ日銀及ビ郵貯ヲ利下シ郵貯ハ三分ト云フ低利ニシタ。  
コノ議会デ民政党ハ全ク準与党気分デ居リ政友会ハトモカク議会ノ絶対多数ヲ占メテ居ルノダカラ事毎ニ政府ヲ倒サントスル形勢ガ見ラレル。

九月一日

臨時議会ニオイテハ政府提出ノ米穀法ノ中ニアル■■米価ガ問題トナリ一時妥協ガ伝ヘラレタガ政府政友会トノ正面衝突トナリ終ニ政府案ハ否決サレタ。政友会ノ強硬ブリモ結局ハ下院多数ヲ擁スルタメニ政権ニアリツカントスル策ニスギナイ。モウ一ツ進ンデ不信任案ヲ提出スル元気モナイ。シカシコノ衝突モ貴族院ヘ廻附サレテ両院協議会トナツテヤガテ妥協サレルダロウ。

[以下略]

九月十五日

本日軍部及ファッション派ガ最モ主張シ国民ノ輿論ダト自称シテ居タ満州国承認ガナサレ前教育総監武藤大<sup>(信義)</sup>将ガ関東州長官及全権大使ノ資格ヲ以テ日満両国ノ調書ニ調印シタト云フコトdeal。コレデ満州国承認ハナサレタガ果シテコレヲ植民政策ノ下手ナ日本ガドコマデ生長サスカ疑問デアリ張学良一派ハ未ダ野心ヲステズ満州ヲネラツテオリ前途増々多難ダ。国際連盟ニオイテモ調査団ヲ派遣シイマダ其ノ報告書ガ提出サレテ居ナイ故黙ツテ居ルガ来ルベキ總會ニハ支那ガサハギタテルニ定ツテ居ル。満州事変ガ起ツテ丁度一年間ニ日本ガ遮ニ無ニ一ツノ新国家ヲ作ツタガ果シテ其ノ前途ハ甚ダ疑問デアリ日本ニ次イテ何国ガ果シテコレヲ承認スルダロウカ。皆米国ノ鼻息ヲウカガツテ居ル。

今日ハ月見デアツタガ生憎雨ガフツテ駄目。

十月九日

此ノ頃ハ矢鱈ニ学校へ出ルヤウニナツタ。  
三日カラ十五日マデ毎日西洋法制史ガアルシ商法ガノートニナリ保険ヲ講ジテ居ル。モウ一週間シテ十月十六日カラハ運動週間<sup>(3)</sup>deal。  
台湾ノ伯父モ大分ヨク近ニ退院デキルトノコトdeal。

十月十三日

此頃ハ真面目ナモノダ。我ナガラ感心スル。朝大抵起キルノハ八時学校へ毎日出席勤勉ナル学生ダ。アマリ京極へモ行カナイシ TRINKEN モシナイ。

十月十六日カラ一週間運動週間デ其ノ後後期ニナル。

五日間程家へ帰ヘロウト思ツテ居ル。

十月二十日

未ダ休ミダシ来週ハ司法科高等試験ノタメニ教授ガホトンド休ムカラ二十九日マデ居テモヨイガ家ニ居タツテツマラナイシ台湾ノ伯父ガ居テ家デモゴタゴタシテ居ルカラ京都へ今日行クコトニスル。途中芦屋ノ洋服屋ヘヨリ仮縫ヲスル。

下宿ヘツイテ TRIN。前後不覚トナル。

十一月三日

本日ハ明治節。花園ニオイテ京大A対同大A、京大B対同大Bノラグビー戦ガ二時カラ行ハレルノデ十一時頃井上ヲ誘ツテ行ク。山本省モ同行。奈良鉄ニヨツタガ満員デ花園マデ立ち通シ。ラグビー戦ハ京大ハ前年ノ選手ノ大半ガ卒業シタタメニ FW、TB モ弱ク FW ハ球ヲ殆ンド取ラレヅメデアリ TB モパス悪ク殊ニフルバツク、ハーフガ悪ルカツタ。コレニ反シテ同大ハ FW ヲ八人制ヲトリスクラムモ強ク TB ハ殊ニ足ガ速クテ全ク京大トダンチデアツタ。京大前半ニ一トライペナルテイ後半は零ニ対シテ同大四十一點取り四十一対六デ京大関西ノ王座ヨリ下ツタ。B軍ノ試合ハ非常ニ面白ク前半京大ハ一点負ケテ居タガ後半ヨリ取り戻シテ勝ツ。

花園カラ帰りノ電車モ満員デ京都マデ立ち通シダツタノデ非常ニツカレタ。京極デ飯ヲ食ツテ八時頃帰ル。

十一月八日

本日午後ヨリ栄一氏ト井上ヲ誘ツテ天津ダンスホールヘ行ク。途中大学ノソバヲ通ツタラ非常サイレンガ鳴ツテ居タノデ構内ヘ入ツテ見タラ生物化学教室ノソバノ物置ガ火ガ出タガスグキエタサウダ。

四時頃天津ノホールニツク。割合人モ行ツテ居リマツ普通ノホール比ノモノデアル。六時スギニ帰ル。

十一月十日

昨日夜電報ガ来リ今朝兄ト母ト祖母ガ来ルト云フコトデアル。

今朝ハ八時三十分頃ニ駅ヘ行ツテ出迎ヘル。

先ツ例ノ通り本願寺、大谷ヘ参詣シ昼食ハキモトソレカラ永観堂、通天ヘ紅葉ヲ見ニ行ク。

通天ヨリ帰りハ自動車ガナク歩イテ帰ツテ来タラ今日三時四十三分ニ天皇ガ大阪地方大演習ヘ来ルタメニ列車ガ通ルト云フノデ二十分モ前カラ待サレ天皇ガ通過シテ後ニ僕ガ自動車ヲ拾ヒニ行ツテヤウヤク四時三十分ノ汽車デ母等ハ帰ツタ。

十一月十四日

天皇ガ関西行幸中明日午前ハ桃山御陵参拝ノタメ明後日十六日ハ御親閲十七日ハ帰東京都通過ノタメ午前

ダケ休ミデ休日ガ三日間続クタメニ今日帰郷ス。

十一月十八日

今日午前八時ヨリ行政法佐々木教授ガアルト思ツテ学校へ寝ムイノニ起キテ行ツタラ休ミ。又昼カラ教練ガアルト思ツテ又学校へ行ツタ。木曜日ニアルト云フノデ又オ茶ヲ引ク。

学校デ甲陽出身林重雄氏ニ会ヒ二十六日村瀬ニオイテ甲陽会開催スル故是非出席セヨトノコト。ツイデニピラ張ヲ手ツダハサル。教練ノ出席回数ヲ聞キニ行ツタラ三十三回今マデ出席シテ居テモウ十五回出席ノコトトアル。

十一月二十三日

本日ハ新嘗祭デ法学部有信会ノ主催デ会費五十銭デ保津川下ヲ行フノデ今朝九時ニ同宿吉田氏ト二条駅ニ行ク。アンパン五、キャラメル、チューインガムヲクレ九時半ノ汽車デ亀岡ヘツイタノガ十時スギ。百六十人十一艘ノ船デ一時前ニ嵐山ニツク。

保津川下リモ昔カラ伝ヘタヨウニ面白イモノデアルガ何分面白イ危険ナ所ガ五、六箇所ニスギズ大抵ハユルヤカナ流レデアルカラ二度ト行ク所デハナイ。何分舟ヲ下シテ又其ノ日ノ中ニ舟ヲ上流マデ引ハツテモドルト云フノデアルカラ大シタ仕事デアル。瀬ヲ舟ニ綱ヲカケテ引リ上ゲルト実ニツライ労働デアル。

解散後吉田氏ト嵐山ヲ散歩シテ大丸ヘヨリ四時スギ下宿ヘカヘル。今度ノ土曜日二十六日ニ甲陽会ガ村瀬デ行ハレルトノコトデアルガ僕ハ皆知ラヌモノバカリダカラ林重男氏ニ家ニ用事ガルト云ツテ断ツテ金曜日帰ルコトニスル。

十二月五日

昨日ハ日曜日デ家へ帰ツテ居タ。此頃ハ精勤ナモノデ行政法一部ト物権トヲカ、サズ出テ居ル。一度祖母等ガ来タトキ休ンダキリデ全部出席ダ。

ダンスノ方ハモ早フォクストロト、クイクステプヲ了リ今ブルースヲヤツテ居ル。

追々モ試験モ近付キ今日カラ受験科目ノ届ヲ受付ケテ居ル。ポチポチ準備ヲシナクテハナラヌ。ナニシロ今年ハ十課目ハドウシテモ受ケルツモリデアル。余程努力シナケレバナラヌ。

十二月十一日

日曜日デアルノデ帰ツテ居タラ全国学生蹴球ノ決勝戦タル京大対慶応大学ノ試合ガ甲子園南運動場デ開カレルノデ見ニ行ク。両軍互ニ試合開始後十分以内ニ一点ヅ、入レ後半二分前マデ一対一デアツタガ慶応幸運ニモ一点入レツイニ二対一デ京大破レル。京大ハ相当活躍シテ居リ二度得点ノ機会ガアツタガ不運ニモ点ニナラナカツタ。慶応ハ思ツタ程ノモノデナクモシ関西学院ガ出場シテ居レバ軽く破ブラレテ居タデアロウ。モウ冬休モ近イタノデコレデ家ヘカヘラズ休ミマデ京都ニ頑張ル。

十二月十八日

モウ大分休ミガ近イタ。ソレ故試験モ近イタガマダ勉強スル気ニハナレヌ。今年ハドウシテモ十課目ハ取ラナクテハナラヌ故ニ相当エライ。今日ハ日曜日デアリ今年中ノ授業中ノ最後ノ日曜ダロウ。未ダ授業ヲ

止メタ先生ハナイ。来週ノ金曜日マデハ覚悟シナクテハイカヌ。今日吉田氏ガ帰ツタタメニ来週ハ責任上出席シナクテハナラス。

〔以下略〕

十二月二十四日

今日帰省ス。

物権ハ火曜日行政法ハ一日繰上ゲテ木曜日マデ授業ガアツタ。ナホ教練ガ火曜日カラ土曜日マデ毎日二回宛行ハレタガ僕ハ毎日午後カラ出席シタタメ五回出席ス。教練ハコレデ四十一回出席。後ハ七回出席デヨイ。

〔以下略〕

十二月三十一日

台湾ノ伯父ノ入院シテ居ル大阪大学病院デハ今日マデ薩野夫人ガ附添ツテ居タガ大晦日ナノデ僕ガ代リニ泊リニ行クコトニナル。二時頃病院ヘ行ク。伯父ハヤセテ元気ガナイ。肝臓部ガ痛ムラシイ。

夜乾氏来リ直クニ帰ヘル。

夜ハ殆ンド寝ナカツタ。

昭和八年一月一日

本年ハ例年トハ例ヲ破ツテ生レテ始メテ外デ正月ヲ向ケシカモ病院デ正月ヲシタ。

昨夜ハ一睡モセズ今日ハ三時ニ起キル。伯父モセキガ出テ一夜中寝ナカツタラシイ。朝雑煮ヲ祝ツテ少シネル。

午後ニナツテ北山市松氏来ル。夜乾氏、武次氏来ル。薩野夫人ガ来テクレタノデ僕ハカヘル。

今年ノ計画ハ（計画ト云ツテモ大シタ抱望云フモノデナイ僕ハ機会主義者ダカラソソナモノヲ持タナイ）去年ト大差ナク京大生活第三年目ノ義務タル目下近付キツ、アル試験ニ最善ノ努力ヲナシ十課目以上取ツテ単位ヲソロエタイコトデアル。去年ノ計画ノ中ニハソソノ他身体ヲ丈夫ニスルコトトカ馬鹿遊ヲシナイコトト云フヤウナコトガ書イテアツタガ此頃ハ規則正シク生活ヲ京都デ送ツテ居ルカラ先ツ現状維持ト云フ所ダ。馬鹿遊ト云フコトモ此頃ハ殆ンドシナイ。タマニ人間ダカラ遊ブノモヨイ。コレモ先ツ現状維持。故ニ計画ト云フコトニナラナイダロウ。新年初頭ノ感想ハコレ比ノモノダ。

一月三日

本日兄武次氏ト病院ヘ行ク。病院カラ三人デ石切神社ヘ祭ル。大阪ハ正月デ何処モ大勢ノ人ダ。自動車ヲ病院ノ前カラ上六マデ五十銭デハドウシテモ行カズ一円クレト云フ。コレモインフレ景気デモ云フノカ。自動車運転手ハ誰レデモ強気ダ。仕方ガナイカラ電車デ行ク。歌舞伎座ノ前デハ松竹特作ノ忠臣蔵ヲ上映シテ居ルノガ人気ニ投ジタノカ列ヲナシテ劇場ノ周囲ヲ取りマイテ居ル。又大軌デハ花園デ東西ノナンバーワンタル同志社対早稲田ノ試合ガアルノデコレモ又乗ルノニ一苦勞。石切ヘツキ神社ニ行ク。相当流行ツテ居ル。迷信ノ力ハ偉大ダ。御百度ト云ツテ百回神殿ト鳥居ノ間ヲ往復スルノガ列ヲナシテオル。僕等モ三人デ御百度ヲシタ。

ナホ帰りノ電車ノ中デ国領、嘉門ニアフ。同志社ハ二十七対三デ破レル。病院ヘカヘツタラ河北夫妻、乾氏ガ来テ居タ。

十時半帰宅。

一月五日

本日地主氏ガ独乙ヘ行クタメ三宮駅カラ燕ニ乗ルノヲ見送りニ行ク。松井名村氏等ガ来テ居タ。

彼氏ハ僕ヲト高等学校ヘ一緒ニ入り一年当時ハ一緒ニ随分遊ンダモノダガ彼ハ落第シ僕ガ大学ヘ入ツテモ未ダ二年ニ居タガ映画研究会ノコトデ豚箱ニ入り終ニ学校ヲ止メタ。ソレカラ今度徴兵検査ヲスマシテ独乙ノハンブルグヘ行ツテ働クサウダ。

一月八日

本日午後二時一分発ノ汽車デ京都ヘ行ク。

正月ニ下宿ヘ送ツタ酒ヲ下宿デノム。後吉田氏ト遊ビニ行ク。

学校ハ十一日カラノ由。

一月十日

本日ノ午後八時頃ニ松井氏突然下宿ヲ訪ネテ来ル。

去年ノ暮ニ貸シタ金ヲ返還シニ来タノデアツタ。

九時スギヨリ下宿ヲ出テ共ニ遊ブ。グロースヲ呼び出シテ三人トナツタガ後松井一人デ遊ビニ行ク。二時頃帰宅。

一月十一日

朝松井帰ツテ来ル。諏訪ノ下宿ヘ直チニ行。

僕ハ今日始メテ学校ガアツタノデ出席ス。

午後ヨリ松井諏訪来リ又町ヘ遊ビニ出ル。途中デ僕ハ失敬シテ帰ル。

一月十二日

本日松井午後四時頃来リ帰ルト云フコトダ。銀閣寺マデ一緒ニ行ク。

京都ヘ来テ今日マデ何スルコトナシニアソシマツタ。刑事訴訟法ノ試験ヲ止メテ外交史ヲ取ルコトニシタ。コレカラ大馬力デ学問ダ。

二月十二日

此頃ハ少シ春メイテ来タ。暖イ。昨日ハ紀元節デ今日ハ日曜日デ休日ガ二日続クカラ帰省シテモヨイガ伯父ガ悪イノデ何時電報ガ来ルカワカラズ京都ヘカヘツテ来テ又電報ガ来テ帰ラネバナラヌコトトナルトコレ又勉強ノサマタゲニナルノデ帰省シナイ。此頃ハ何時電報ガ来ルカワカラナイノデ一度遊ビ納ヲヤリタイガコレモ出来ナイ。シカシ一度遊ビニ行ツタガ伯父ニ対シテ少シ気ガトガメル。最モ家デ試験前故電報ヲ遠慮シテ居ルノカモシレナイ。

学校ノ方モ十日デ授業ガ終ツタ。イヨイヨ廿日カラ試験ダ。此頃少シモ学問出来ナイ。電報ガ気ニナル故モアルガソレヨリ又々学問ガ嫌ヒナ性デアラシイ。此年ハ去年ト異リ試験期間ガ非常ニ長イ。途中デ嫌ニナラヌカト心配シテ居ル。

|      |       |      |     |      |    |     |     |    |
|------|-------|------|-----|------|----|-----|-----|----|
|      | 2.20  | 2.21 | 22  | 23   | 25 | 3.1 | 3.3 | 7  |
| 9-11 | 外交史   |      | 商法Ⅱ | 海法   | 親相 | 行政Ⅰ | 刑訴  | 物権 |
| 1-3  |       | 統計学  |     |      |    |     |     |    |
|      | 10    | 11   | 13  | 16   |    |     |     |    |
| 9-11 | 西洋法制史 | 社会政策 | 財政学 | 英法概論 |    |     |     |    |
| 1-3  |       |      |     |      |    |     |     |    |

二月十八日

台湾ノ伯父ガ何ウナツタカ心配ダシ試験マデ一度家ヘカヘリタイカラ昨日帰省ス。今日母ト共ニ伯父ヲ病院ニ見舞フ。前ノ脳溢血デ三日程言語ガ発スルコトガ出来ナカツタガ此頃ハ物ガ言ヘルヤウニナツテ居ル。随分ヤセテテ痛々シイ比ダ。

此ノ頃連盟ノ方デハ日本ノ意ニ反シテ満州承諾取消ヲ要求スル勸告案ヲ採決セントシテ居ル模様ナリ。内閣デハ内田外相陸海軍ガ応援シテ連盟脱退セン意気込ナリ。ソレニ京都デ辻ニハ軍人会ガ連盟脱退ヲ決議シタポスターナドガハツテアル。全ク日本ハ硬化シテ居ル。サテ脱退ハヤスイガソノ始末ハドウナルダロウカ。

二月二十日

イヨイヨ本日ヨリ試験開始。

外交史試験九時ヨリ十一時マデ階上大ホールニ行ハレル。今度ハ着席番号ヲ張ツテ嚴重ニヤリ極力カンニング防止策ヲ取ツテ居ル。

問題ハ皆山ガハズレテ居タ。

一、ドラゴーン主義ヲ説明セヨ。

一、■■■主義ヲ説明セヨ。

右二題中一題選択。

僕ハ今日ハトウモ筆ノハコビ悪ク一行置ニ三枚シカカケナカツタ。

二月二十一日

本日ハ午後ヨリ統計学ノ試験アリ。統計学ハ本学年ヨリ講義ガナクナル課目デアル。受験者ハイタツテ少ク僅カ三十人バカシ問題ハ財部教授一流ノ問題デ

一、統計上ノ計上計量及ビ計算ノ関係。

二、統計上ノ常例ニツキ概説スベシ。

今朝カラ痔ガ出テイタクテ弱ツテ居ル。全ク悪イ時ニ出タモノダ。今夜ハホトンド勉強シナイ。

二月二十二日

今日九時ヨリ商法二部ノ試験アリ。

一、白地手形ハ何時補充シウルヤ。

二、運送品途中滅失ニツキ貨物引換証ノ所持人ノ有スル権利ニツキ述ベヨ。

午後ヨリアマリ痔ガ痛タイノデ病院ヘ行カウト思ツタガ止メテ麻雀ヲスル。

二月二十三日

昨夜痔ガ痛クテ殆ンド勉強セズ。山ヲカヘテ試験ヲウケニ行ク。試験デハ山ガハヅレテ大不出来。可カ不可ダロウ。

問題

一、船舶債権者制度存置ノ理由。

二、船舶共有者制度ノ特徴。

二月二十五日

本日親族相続ノ試験アリ。

一、親権ノ性質ヲ問フ。

一、親族会ハ廃除セラレタル法定推定家督相続人ヲソノ家ノ家督相続ニ選シウルヤ。

コレデ試験モ一段落。五課目済ンダワケナリ。

三月一日

行政法一部ノ試験アリ。

ノート持参シテ宜イトノコトデアツタタメ問題モ多ク時間ガ足りナイ比デアツタ。

コレデ七日マデナシ。

三月七日

本日物権ノ試験アリ。

間接占有トハ何ゾヤ。

占有回収ノ訴ト所有権ニ基ク所有物返還請求権トノ異同ヲ弁ゼヨ。

モウ試験モソロソロアイテ来タ。

吉田氏南氏ハ今日ニ済ミ僕ハ十六日マデアアルノダ。キツイコトダ。

三月十日

西洋法制史ノ試験アリ。

コレモノート持参ヲ許サレテ居ルノデ問題ガ大キイ。

中世末ニオケル都市生活ノ発達ハ私法全般ニ如何ナル影響ヲ及セシヤ例ヲアゲテ精密ニ説明セヨ。

三月十一日

試験期間ガ長イノデ全ク圧ニナル。昨日モホトンド勉強シナイ。九時スギニ飲ンデ寝テシマフ。

社会政策ノ試験本日行ハレル。

一、統制経済ノ社会主義的根拠ヲ論ズ。

二、労働組合運動トサラリーメン運動ノ関係ヲ論セヨ。

昨夜ハホトンドプリントヲ読ナカツタタメニ無茶苦茶カイテ居ル。

三月十三日

本日財政学ノ試験アリ。

又社会政策ノヤウニ何ニモ学問セズニ受ケニ行ク。

左ノ六題中四題ヲエランデ簡單ニ説明セヨ。

一、地方財政調整交付金

二、經常費ト經常収入トノ関係

三、純計予算

四、戸数割

五、消尽的経費ト移轉的経費

六、租税ノ償却

僕ハ一、二、五、六ト書ク。皆出タラメダ。合ツテ居ルノハ一番比ダ。

三月十四日

今朝八時頃家ヨリ電報来リ台湾ノ伯父ガ死ンダト云フ事。

直チニ家ヘカヘル。昨夜十一時四十五分死去ノコトデアル。南ノ家ヲアケテ安置シテアツタ。直チニ対面。

十六日ノ試験ヲフル気デアツタガ乾辰馬氏ノ言ニヨリ受ケルコトニシテ夜京都ヘカヘル。途中プリント屋ヘヨツタラマダプリントガ出来テ居ナイ由。悲觀スル。

[以下略]

三月十六日

本日英法概論ノ試験アリ。昨夜プリントノ出来タ所マデセズニ寝テシマツタ。今日モ相当書イタガコレデヨイ点ヲ呉レトハ少シ虫ガヨスギル。トニカク多年懸案ノ語学モ一ツ取ツタカラ気が楽ニナツタ。

コレデ二回生トシテノ試験ハ終了シタ。受験課目十一課目二月ノ二十日ヨリ始マツテ今日マデ二十四日間随分長イ試験ダツタ。一回生ノ受験課目ト合セテ十九課目コレデ法学士トシテノ資格ハ出来上ツタ。トニカク試験期間ガ永カツタノデ途中デタレタ。西洋法制史アタリカラ全ク勉強スル気がナカツタ。

英法概論ノ問題。

On what grounds does Edward Tenlos object to the difinition of law given by John Austin and his followers?

注意 1、教科書ヲ参照スル事及ビ辞書使用スル事妨ゲス。

2、答案ハ和文ニテ認ムベシ。

英法ノ試験スミ次第十一時二十八分ノ汽車デ京都ヲ出発。本日ハ台湾ノ伯父ノ告別式デアル故。告別式ハ寺デ行ハレル。随分方々ヨリ贈ラレタ花環多ク故人ノ面目ヲウカガフニ足ル。僕等ハ墓マデ送ツテ行ク。火葬場デ柩ヲ釜ノ中ニ入レルノヲ見ルノハ最モ忌ナコトダ。

三月二十二日

此ノ頃全ク閑ダ。十九日ノ日ニ正次氏ト氷滑リニ行ツタキリ何処ヘモ出ナイ。ソノ時ニ井上ニ会ツタ。

正次氏ハ友達ノ台湾人陳讚輝ガ家ニ来テ居リソレト出歩イテ居ル。

斎藤非常時内閣モ二十二億ト云フ大ナル予算ヲ通過サセテ一先ツソノ任務終レリトテ辭職シソウダ。他カラ策動殊ニ政友会平沼派ニヨツテソノ辭職ガ待タレテ居ル。トモカク斎藤内閣ハ連盟脱退ヲヤツテノケタシ満州モ熱河問題モ一先ツ片付イタカラコレデヤメル方ガ得策ダロウト考ヘル。

後継内閣ハ果シテ政友会ヘ行クヤラ疑問デアル。

三月二十七日

本日正次氏及陳讚輝氏(正次氏ノ高校友達)ヲツレテ京都ヘ行ク。先ヅ下宿ヲ定メルタメニ僕ノ下宿ヘ連レテ行ク。ソレゾレソコヲ定メ陳氏蒲団ヲ買フタメニ下宿ノオバサンヲツレテ蒲団屋ヘ行ク。後学校ヘ至リ在学証明書ヲモラフ。正次氏ノ在学証明書ハ四月一日以後デナイト発行セヌ由。ソノ後麻雀一莊打ツテカラ京極ヘ行キキネマ倶楽部デ活動写真ヲ見テ陳氏ハソノマ、京都ニ残ル。僕等ハ新京阪デ大阪マデ行キ朝日ビルデスケートヲシテ八時半頃帰宅。

本日正式ニ日本政府ハ国際連盟脱退ヲ通告シタ。コレハ予定ノ行動ダガ果シテ「名譽アル孤立、自主外交、ガウマク行クダロウカ?最早スデニ南洋委任統治ノ問題ガ起リコレニ独乙米国ガナントカ云ツテ居ル。日本政府ハアクマデモコレヲ固守スルサウダガ果シテ如何ニ落付クカ。コトニ独乙ハヒトラー(国粹社会党)ガ政權ヲ握ツテ大イニファシズムノ政治ヲ行ハントシテ居ル際デアルカラコノ委任統治地ヲ奪還シテ外交的成功ヲ以テ国民ノ信頼ヲ得ントスル政策ガ多分ニ見ラレル。ソレ故日本ハ相当苦シイ立場ニアルト思ハル。果シテ如何ニナルカ?

四月十五日

本日帰省。今日ハ御影ノ祭ダ。

伯父ノ三十五日デアルガ明日ニ繰ノベダサウダ。

学校ノ方ハ今週ハ授業ナシ。僕ハ前期行政各論破産法ヲ受験スルツモリダ。一週間ニ二回出レバヨイノデアル。

五月二十二日

此頃日記ヲツケルノヲ怠ツテ居ル。ナニシロ四月京都ヘ来テカラト云フモノハ殆ンド夜下宿ニ居タコトハナイ。

今ノ下宿モ三月ニ吉田氏ハ弁護士ノ元ヘ弟子入南氏ハ勉強ガ出来ナイノデ移転山崎氏ハ二月カラ結婚ノタメ有本氏ハコレモ勉強ガ出来ナイタメ五月カラ出テ居テ知ラナイ人バカリダカラ下宿デモ全ク面白クナイノデ自然ト外出スルノデアル。

四月カラ教授会デプリントヲ出サ、スト定マツタ由。プリント屋ノオヤヂハ出ストモ出サストモ言明シテ居ナイガ出サナイトナルト相当学生ハ痛手ダロウ。成績モ先日発表ニナツタガ平々凡々タルモノデ先ツ相当ノモノダ。

此頃ヤカマシク問題ニナツテ居ルノハ<sup>〔幸辰〕</sup>滝川教授ノ問題ダ。彼氏ノ著書刑法読本ガ本学期ニ入ツテカラ発禁

トナリ文部省デハ彼ノ思想ヲ理由トシテ総長ニ辞表提出ヲ迫ツタト云フコトダ。ソコデ総長ハ法学部ニ問合せタ所法学部教授会ハ絶対反対ダトノ決議デ全ク文部省トハ正反対ノ立場ニアルコトガ明瞭トナリ文部省ノ方デハアクマデ彼ヲ首ニセント文官分限令ニヨリ分限委員会ヲ開催シテマデ彼ヲ免職セント豪語シテ居ル。

一方法学部ノ方デハ滝川ハ大シタ思想モ危険デナク況ンヤ實際運動ニハタツサハラズ教授ノ学説ガ時ノ政府ノ政策ト相容レナイト云フコトヲ以テ教授会ニ相談ナシニ首ヲ切ラレテハ大学ノ自治研究ノ自由ガ保障サレズ且ツテ<sup>〔政大〕</sup>沢柳総長時代ニ教授ノ任免ハ教授会ノ賛成ニヨツテナスト云フ大学ノ自治ガ確立サレテ時ノ文相モ認メル所デアルカラコノ官制ニ違反スルモノデアツテ分限委員会ハ違法ノモノデアルト称シテ居ル。前週ノ金曜日有信会ノ学生大会アリ。日曜日ニ文相西下滞在中甲子園ホテルニ学生代表ガ声明書ヲ突キツケタリシテ学生モコノ運動ニ参加シ教授会ノ決議モ支持シテ居ル。今日モ学生大会ガ又行ハレタト云フコトデアル。

五月二十六日

昨日文官高等分限委員会開カレテ滝川教授ノ休職ハ可決サレ本日ノ閣議ニ付セラレテ午後二時スギニ京都ヘ電報ヲ以テ正式ニ発令ガアツタノデ本日法学部教授助教授助手副手講師ノ全員ハ総辞職ヲ決行シタ。今日僕ハ朝寝過シタタメニ第一時限ノ行政法各論ハ出席シナカツタガ今日デモ佐々木教授ハ平然トシテ講義ヲ行ツタト云フコトデアル。

午後三時半カラ第一教室デ学生大会開カレ各高等学校代表演説決議朗読声明書文相ニ対スル決議決議書手交員ノ選出ナドノ決定アリ。ナホ法学部教授モ出席シテ部長ガ声明書ヲ朗読シタ。

学生モ今回ノ事件ニツイテハ教授会ノ態度ヲ支持シ総退学モ敢テ辞セザル覚悟ヲ決議シテ居ルガシカシ本心ハナホ学士号ヲ取りタイコトハ明白ナコトデアル。トモカク学生モ思想的背景ナシト称シテコノ運動ヲ続ケテ行クコトニ全学生ハ賛成ラシイ。経済学部ノ教授連ハ態度スコブル弱ク法学部ノ非難ノ的デアツタガ経済学部学生ノ方ガ率先シテ法学部ノ問題解決スルマデ諸教授ノ講義ヲ謹ンデ辞退スルト決議シテ居ル。全ク京大法学部ハ閉鎖同様デ諸教授ノ辞職シタノデ今日ノ午後カラ全ク授業行ハレズ。コノ問題ハ如何ニ解決サレルカ前途スコブル暗澹トシテ居ル。

五月三十日

本日ハ昨日井上ヨリ聞イタノデ本日退学届ヲ書キニ学校ヘ行ク。第八教室ニ姫高ノ連中ガ頑張ツテ居テソコデ書カサレル。コノ届ハ集メテ結束ヲカタメルト云フ政策ノ意味ヲ持ツモノデコレガ提出ニハ一応全員ニ計ツテ定メルト云フコトデアル。

法学部ノ紛擾モ中々納マル傾向モ見ズ法学部教授会ノ態度モ滝川教授復職スルニアラザレバ断ジテ講壇ヲフマズトノ強硬ナ態度ヲ維持シ一方文部省モ依然ト強腰デ居ルノデ今ノ所ノ全ク解決ノ道ハ見出セナイ。京大ノ評議員会デハ法学部ノ名誉教授織田万デモ引出シテ調停ニ立タシメント試ミテ居ルガ今ノ所妥協ノ点ヲ見出セナイノデ立チサウニモナイ。トモカクコノサハギハ夏休マデ続ク形勢ラシイ。ドチラガ折レテドウ解決スルカガ見物デアル。

経済学部モ教授会ヲ開イテ目下受講辞退ヲ声明シテ居ル学生ニ向ツテ一週間臨時休講シテ反省ノ余地ヲアタヘソノ上反省ナキトキハ断固タル処置スルト云フ告示ヲ掲出シテ居ル。

正次氏ハ今日帰ツテ来テ又今日御影ヘカヘツタ。僕モ二三日中ニ一度帰省シヤウト思フ。  
ナホ文学部デモ法科ヲ支持セントスル形勢ガ見エル。明日法経文ノ三部学生大会ガ開催サレル由。

六月十六日

僕ハ去ル五日ニ兄ト武次氏正次氏其ノ他一人ト安尾氏ノ納骨ニ来テ六日ニ帰省シタキリ昨日マデ家ニ居タ。京都ニ居タツテナニモスルコトナク仕方ガナイノデ家ニ居タガ家ニ居ルノモアイテ来タカラ京都ヘ出タノデア。正次氏ハ九日ノ船デ帰台シ陳氏ハ八日ニ九州ヘ行キ門司デ正次氏ト一緒ニナルトノコトデア。京大事件ハソノ後新聞ノ伝フル所ニヨレバ小西<sup>(重直)</sup>総長上京シ兩三度文部当局ト会見シ大学ノ自由ハ法令ノ許ス範囲内ニオイテコレヲ認ムトノ言質ヲ得テ昨日コノ解決案ヲモタラシテ帰学シタガ法科教授連ノ意向ハアクマデ滝川教授復職ヲ主張シテ解決案ニ服シサウモナク総長法科教授ノ対立ヲ見セテ居ル。法科ノ教授連モコノ辺デ妥協シテハドウカト僕ハ考ヘテ居ル。勝算ガ明ラカデア。モノナラバアクマデ戦フベキダガ勝算ハムシロ文部当局側ニアルダロウ。トモカク現今ハ権力者ガ優勢ノ地位ニアルコトハ何処ニオイテモ見ラレル。

コレヲアクマデ突張ツテモシ大学閉鎖ノ如キ運命ヲ見ルニ至ルナラバソレコソアブ蜂取ラズデア。アマリ頑張ルコトハ世間ノ同情ヲ失フコトニナリカヘツテ敗北ヲ来サヌトモカギラヌ。教授連ハ今マデノ行キガ、リ上今ニハカニソノ主張ヲステルトキハ世間態モ悪イガ少シ比妥協シテコノ案ニ服スノガ得策デアアルマイカ。教授連辞任シテモ大シタ苦痛ハナイカモシレナイガ残ル学生千五百ハドウ始末ガツケラレルカコノ方ヲ少シ考ヘテモライタイ。

六月二十日

京都ヘ来テカラ遊ンデハカシ居テ一向ナニモナラナイノデー先ツ帰省セントスル。井上ニ昨日会ツタラ彼氏ハ七月中京都ニ居ルラシイ。ナンデモ経済学部ノ中央部ニ多数ノ赤色ガ潜入シテ居ルノデソレヲ先鋭化セシメナイノガ任務ダサウダ。モウ京都デハ大部学生ガ帰省シタヤウダ。今ノ形勢デハ何時話ガツクトモ不明デア。当分僕モオトナシク家ニ居ルコトニシヤウ。

六月二十五日

家ヘ帰ツテカラモウ約一週間ニナルガ未ダ遊ビニモ行カズ家ニばかり居故退屈ダ。朝ハ十一時マデ寝テ夜ハ少シ本ヲ読ンデ居ルガソレモ暑クテ大シタコトハナイ。

京大問題モソノ後大シタ変化ヲ見セテ居ナイ。総長ノ辞表ハ受理サレタガ未ダ後任ノ総長ハ決定シテ居ラズ山本<sup>(美雄)</sup>経済部長ガ総長事ム取扱トナツテ居ルダケデア。

新聞モ大シテ京大ノコトヲ報導シテ居ナイシ目下待機ノ姿勢ダ。七月号ノ雑誌ニハ京大問題ヲ載セテ居ルガ大体京都側ノ主張ヲ是認シタ形ダ。

僕モモウ一度京都ヘ行ツテ見タイト思ツテ居ルガサテ行ケルカドウカワカラナイ。

六月二十九日

此ノ頃ハ全ク憂鬱ダ。学校ガ無いノデ京都ヘ行ク機会モナシ。家ニ閉ジコモツテ居ルばかりダ。一度京都ヘ行キタイガソレモナラヌラシイ。

シカシコノ頃ヨク本ヲ読ム習慣ガツイタノハ慶賀スベキダ。日中ハ暑イノデ主ニ夜ダガ帰ツテ来テカラ鳩〔秀夫〕山ノ債権各論上下ト末川ガ今度出シタ不法行為並ビニ権利濫用ノ研究ヲ読ンデシマツタ。コノ習慣ノアル間ニ民訴ヤ刑訴行政法破産法ナドノ今年試験ヲウケルモノ読ンデシマホウト思ツテ居ル。

ナホ三郎ガ又耳ガ悪イサウダ。困ツタコトダ。

七月四日

一昨日井上ヨリ手紙ガ来テ教練ノ術科ヲ出席セネバ教練検定不合格ノ由揭示ガアツタノデ本日午後ヨリ京都ヘ行ク。

井上ニ会ヒ共ニ町ヘ遊ビニ行ク。

ナホ三郎ハ今日入院シタトノコト神戸ノ細見病院。

七月五日

朝七時ニオキ伏見深草練兵場ヘ行ク。二年半ブリニ鉄砲ヲ持ツ。雨ニフラレテ困ツタ。鉄砲ヲ一時間程モツト随分重タクナル。

下宿ヘ帰ツテ昼食ヲシ夜又遊ビニ行ク。井上氏ト同行。

七月六日

本日モ伏見深草ヘ行ク。法科ノ出席日ハ三日ト五日デアルガ三日ハ僕ハ出ナカッタタメニ今日行クコトニスル。今日ハアツク昨日ノビールノ加減デ体ガ弱ツテ居タノデ見学ス。兵器庫ノ中ヲ見学ス。

昼カラ帰省。

ナホ本日京大ノ総長選挙ハ本日執行サレタ。〔元典〕松井(理)博士、〔正雄〕神戸(経)、佐々木ノ下馬評。

七月七日

本日三郎ヲ細見病院ヘ見舞ニ行ク。

割合元気ニシテ居ル。コノ分ナレバ先ツ善シ。

京大ノ総長ハ松井元典博士ガ当選シタ。新総長ハ〔英雄〕宮本法学部長ヲ訪ヒ法科ノ主張ヲ聴取シ円満ニ解決ヲ計ラントノ由。

七月十一日

本日昼過ぎ井上氏ヨリ電話アリ。井上氏宅ヘ行ク。大阪ノ町ヲブラブラシテ旅行ノ打合ヲシテ夜十時スギ帰宅。少シミトリンケン、ス。

本日新聞ノ報導スル所ニヨルト去ル松井総長就任以来鋭意円満解決ヲ計リシガ全ク文部当局ト教授側ノ意見ハ一致セヌコト見法学部全教授ノ辞表ハ正式ニ文部省ニ進達サレタト号外ガアツタガサラニ夕刊デハ辞表中ノ佐々木、〔英輔〕宮本脩、〔繁治〕宮本雄、森口、滝川、末川ノ辞表ノミ受諾サレ正式ニ六氏ニ依願免本官ノ発令アリ。ナホ〔崇〕藤教授モ強硬派デアルガ学生慰留ノタメニ辞表ハ受理サレナカツタ。教授側ハカネテノ覚悟デアル故大シタ驚キノ色ハ見エナイガ学生側ハ全ク狼狽シテ居ルトノコトデアル。

コノ六氏ダケヲ除イテ残りノ教授ヲ慰留シ法学部ヲ立テ行カントスルノガ文部省ノ腹ラシイガ果シテ残り

ノ教授ガ慰留ニ応ズルヤ又慰留ニ応ジタ教授ヲ学生ガボイコットセズ授業ヲウケルヤ問題デアル。  
文部省デハ成行楽観シテ居ルガ京大ハ来タル所マデ来タノデアリ再建カ閉鎖ノ岐路ニアル。

七月十四日

今夜目下甲子園へ来テ居ルドイツ・ハーゲンバック曲芸団ヲ見物ニ行ク。六時半カラト思ツテ家ヲ出タガ六時カラダツタノデ三分ノ二程シカ見ラレナカツタ。同曲芸団ハドイツハンプルクニ大キナル動物園ヲ持ち各国曲芸団ヲ以テ巡遊シツ、動物ヲ売込ム商売ダサウダ。アザラシノ曲芸、曲馬、コミック、力技、猛獣レビュー(獅子、虎、熊)等アリ。アザラシノ曲芸ハ物珍ラシカツタ。

七月二十二日

カネテ井上氏ト約束セシ北海道旅行ハイヨイヨ二十五日ニ出発スルコトニナツタ。

京大問題ハサキニ六教授ノ辞表ヲ進達シテ帰来シタ松井総長再ビ上洛シ当局ト解決案ヲ練リ小西総長ノモタラセシ妥協案ノ説明ヲ幾分補足セシ案ヲ持帰り末広、<sup>(重雄)</sup>中島<sup>(玉吉)</sup>両法学部長老教授ヲマネキコノ案ヲ以テ法学部存続ノタメニ枉ゲテ留任セラレタイコトヲ告ゲ両教授ハ残留教授ト相談ノ結果<sup>(總村)</sup>田村恒藤両教授ヲ除ク末広、中島、<sup>(正三)</sup>山田、<sup>(然良)</sup>鳥賀陽、<sup>(健二)</sup>牧、<sup>(宗太郎)</sup>渡辺、<sup>(周友)</sup>田中ノ七教授ハ留任ト決定コレラノ教授ヲ以テ再ビ法学部ヲ盛立ントスルコトニナツタ。

ナホ解決案、法令ノ範囲並ビニ従来ノ取扱令ノ範囲内ニオイテ學術ノ研究教授及ビ教授ノ進退ヲ承認ス、ト云フ小西総長ノ案ニオイテハ小西総長ハ法令ト云フノヲ広ク一般法令ト解シ従来ノ取扱令ト云フノニ滝川教授ノ問題ヲ含ムトシタノヲ今度ハ法令トハ大学令ヲ指スコトニナリ滝川教授処分ハ非常時ニオケル問題デアル故コレヲ先例トシナイト云フコトデアル。

尤モコレデハ大体法学部ノ主張ハ通ツテ居ルガ何ガ故ニ滝川教授ガ非常時ニオケル特別処分タルカハワカラナイ。コレニヨツテ京大ガ勝利ヲ得タモノデナク文部省ハ滝川処分シタダケ勝利デアル。

松井総長モ何モ大シタコトヲセズ只小西総長ガ説明ヲ誤ツタノヲ補足シタダケデアル。又彼ハ文部省ノ指摘シタ六教授ノ辞表ヲ易々トシテ進達シ折角小西総長ガ一人ノ辞職者ナキヤウ取計ニ苦心シタコトヲ無視シ佐々木其ノ他ノ優秀教授ヲ辞職セシメル等総長トシテハ大シタ功劳モナイ。ヤガテ学ノ内外ヨリ彼ノ進退ハ注目サレルダロウ。何分彼氏モ停年近クデ非常時総長ヲ買テ出タ比ダカラ居据ツテコノマ、総長ニナル腹ハナイダロウ?

八月十六日

正次氏ガ京都へ行クト云フノデ一緒ニ行ク。大文字ノ火ガ今日アルノデ早く行キタイト思ツタガ正次氏野球ニ行キ散髪シタリ等シテ家ヲ出タノガ七時スギダツタ故大文字ノ火ニハ間ニ合ハズ残念ナコトダ。

八月十七日

京都二時スギ出テ途中大阪ニ乗り晩飯ヲ食ヒ活動写真ヲ見ニカヘル。

八月二十日

大朝ノ全国中等学校野球大会ノ今日ハ優勝デ中京ガ二A対一デ平安中学ヲ破リ三度制覇ス。中京ハ明石中

学ト二十五回ト云フ大試合ヲヤツテノケソノ上三度連続優勝ト云フ輝シイニツノ記録ヲ残シタ。

休モアト三週間ダ。トモカク長イ間ノ休ダツタ。

五月ノ下旬カラ九月ノ十日マデトハヨクモ休ンダモノダ。京大問題モソノ後誰カ講師ニナツタカハ発表サレナイガ残留教授モ講師選任ニハ随分苦勞スルデアロウ。トニカク有為ノ人ハ現在職ノアルノニボイコツトノ恐アル京大ニ講師トナルコトハ考ヘルデアロウ。

八月二十九日

夏休モ残り少クナツタ。サウシテ家ニ居ルコトガ苦痛ニナリカケタ。家ニ居テモ話相手ハナシ孤独デアアルノデ早く京都ヘ行キタイ。毎日日ヲ指折りカゾヘテ待ツヤウデアアルカラ實際家ニ居ルノガ厭ニナツタラシイ。

其ノ後京大ノ残留教授ノ声明ノ如ク二十日頃ニ講師ノ顔ヲ発表スルト居ツタノガ未ダ実現ニ至ラナイ。

何分紛メニ紛メヌイタ後デアアルカラ新任ノ講師モ随分来ニクイダロウシ夏休中デアアル故学生ノ対策ガ未ダ発表サレテ居ナイ故若シボイコツトデモ食ハサレル恐アルコト慮ツテ居ルラシイ。

八月三十日

本日ノ新聞(夕刊)ニヨレバ京大法学部ハ講師六氏ヲ招イテ新シク陣営ヲ立テ直シタ。講師ノ大部分ハ殆ンド京大関係者ダカラコノ点ハ不足ハナイガアマリニモ残留教授ノ担任ノ講座ガ多イカラ果シテソレニ堪ヘラレルカ疑デアアル。例ヘバ渡辺ノ如ク憲法行政法ト受ケ持ツガ如キハアマリニモ荷ガ重イ。

発表ノ顔ブレハ

都市政策 東京市政調査会理事 池田宏

仏法 本学文学部助教授 落合太郎

英法概論、英私法 神戸商大教授 田中保太郎

国際公法 元本学教授 跡部定治郎

政治学 東北帝大教授 佐藤丑次郎

刑法、刑事訴訟法、刑事学 元本学教授 宮本英脩

国法学(森口)、行政学(田村)、社会法(末川)ハ欠講。法理学(恒藤)、政治学史<sup>(光)</sup>(黒田)、信託法(宮本)ハ開否未定。

残留教授ノ担任ハ

憲法行政法(渡辺)、民法(中島、<sup>(英吉)</sup>近藤)、商法(烏賀陽)、民事訴訟法(山田)、破産法(<sup>(武生)</sup>齊藤)、国際公法(末広)、国際私法(齊藤)、ローマ法(田中)、法制史(牧)、西洋法制史<sup>(順)</sup>(西本)、政治史(末広)、外交史(末広)、経済学<sup>(興二)</sup>(石川)、財政学<sup>(三郎)</sup>(汐見)、社会政策<sup>(莊一)</sup>(作田)、社会学<sup>(庄太郎)</sup>(米田)、東洋倫理学<sup>(敏夫)</sup>(宮城)、西洋倫理学<sup>(啓治)</sup>(西谷)

以上ノ顔ブレヲ以テ九月十一日ヨリ開講ノ予定ニツキ学生ニハ流言浮説ニ惑サレ拳措ヲ誤ルコトナキ様ト云フオホセデアアル。

十一月十五日

此ノ頃日記ヲ書クノヲ大分怠ケテ居ルヤウダ。

此ノ頃ノ生活状態ハ先ヅ平凡ダ。下宿ニ居タ陳ハ九月ノ末ニ歸ツテ来テ家ヲ持ツタガ淋シクテ又夫婦ト共ニ下宿ニ戻ツテ来テ裏ニ居タガソレモ十月ノ末ニ洛東アパートニ歸ツタ。正次氏ハコノ下宿ノ不足ヲ僕ノ故ノヤウニウルサク僕ニ告ゲルノデ此頃少シ僕ハ敬遠気味ダ。ソレ故アマリー緒ニ外出シナイ。学校ノ方モ先ヅ順調デソノ後大シタ変化ナイ。今ノヤウナ三流大学ノ陣営デモツテ学生連ハ満足シテ居ナイガ積極的ニ何スルコトモ出来ナイ。ソレカラ此頃憂鬱ナコトニハ僕ノ就職ノコトダ。増谷氏ガ大蔵前政務次官ノ田昌氏ニ頼ンデ住友系コトニ住友信託ノ副社長今村幸男氏ガ田昌氏ノ友人ト云フコトデ紹介ヲ願フテ居ルガ教授ノ推セン状ヲ必要トスルト云フノデ先月僕ハ單身中島玉吉ノ本営ニ乗り込ダガ彼氏ノ云フニハ住友ハ従来僕ガ先方ガ申込ノアツタトキ推センスルノデアツテ先方ヨリノ申込ノナイノニ推センスルコトハ出来ヌ。ソレヲ歸ツテ増谷氏ニ告ゲタガ是非ニト云フコトデコノ八日ニ下宿ノオツサンニ連ラレテ烏賀陽然良ノ家へ行ツタガソレモ中島ヲサシオイテ推セン状ヲ書ケナイト云フコトデアル。ソレデイササカ悲観シテ居ル。ドウセ住友ニハ望ミナイラシイ。最後ハヤハリ辰馬ニ頼マナケレバナラス。

十月ノ七日(火)ニハ祖母、母、兄ト共ニ京都ニ来ル。正次氏ハソノ前ノ晩井上ト遊ビニ行ツタキリ歸ツテコナイト下宿ノ英一氏ガワザワザ東大谷マデ知ラセニ来テクレタノデ僕ハ彼氏学校へ行ツタト告ゲテ置ク。コースハ例ノ通り東本願寺—東大谷—専称寺(川端ノ檀那寺)—平八茶屋—三千院—寂光院—若狭屋デ四時スギ京都発。

コノ九日ノ日ニ井上ト四条ヲアルイテ居タラ大塚ニ会フ。彼氏コノ日京都へ来タト云フコトデアル。米谷ハ未ダコナイ。

秋ノ東京六大学リーグ野球戦ハ立教ノ優勝スルコトニナル。ナホ早慶第三回戦ニ慶ノ水原選手ガ林檎ヲ早稲田側見物席ニ投ゲコンダタメ大紛擾ヲ来タシソノ後紛争ハ納マルベクモナイ。

十一月十九日

昨日帰省、コノ間住友ニ就職ヲ頼ンダ田昌氏カラ来信アリ。住友信託ノ今村幸男氏カラ中島教授ノ推セン状ヲ是非必要条件トスルカラソレヲ取揃ヘテ持参スレバ銓衡スルトノ手紙同封シタノヲ昨日京都へ転送シタトノコト。ソレデ今日昼過ギヨリ京都ニ歸リ四時スギ中島ノ家へ再度推セン状ヲモラウベク訪問シタガ明日三時スギ部長室マデヤツテ来イトノコト。彼氏モ煩シイコトダロウガ此方モ就職トナルトサウ捨テ置クワケニモ行カヌ。

十一月二十一日

昨日中島法学部長室面会ニ行ツタガ面会人多ク会ハレズ。明日又ヤツテコイトノコトデ今日午後二時頃行ツタラ又一時間程マツテヤウヤク会ツタ。彼ニコノ間ノ手紙ヲ示シタガヤハリ個人的ニ直接ニ推センスルコトハ出来ヌトモカク一度住友ニ法学部ヲ通ジテ願書ヲ出シタ上推セントスルコトニスルトノコトナリ。ソレガ済ンデカラ九月ニナツテ新シク一斉ニ教練ガ学科ト術科トガ各週交代ニ行ハレテ居ルガ僕ハ未ダ術科ノ方ヲ出席シタコトナイタメニ今日出席ス。ゲートルヲマイテ大ノ男ガー・二、一・二デハアマリ格好ノヨイモノデナイ。教練ガスンデカラ大塚ト町へ行ク。

十一月二十八日

此ノ間ノ日曜日(二十六日)帰省シタトキ写シタ写真ガ出来テ来テ居タノデ昨日健康相談所へ体格検査書

ヲモラヒニ行キ今日住友へ願書ヲ学校ヲ通ジテ出ス。

兄ノ友人ノ草薙ガ盲腸炎デ大学病院へ入院シテ居ルノデ昨日代理トシテ見舞ニ行ク。

十二月三日

本日花園ニ京都帝大対同志社大学ノラグビー戦アリ。

昼食ヲ食ツテ直チニ見ニ行ク。大軌ノ終点デ井上ト会ヒ共ニ行ク。同志社ハ今年明治大学ト十三一十三ノ優勢ノ引分ヲシテ居ル比デFWハ断然強ク京大ハルーズノ球ハホトンド全部同志社ニ取ラレ前半二十七一〇後半十四対十、四十一対十トイフ大差デ敗北。

井上ハコノ前カラズット大阪へ帰ツタキリ京都へヤツテ来ナイノデドウシタノカト思ツテ居タラニ、三日前ニ彼ヨリ手紙来リ重大ナル事ガアルト云ツテ来タ。ソレニハ僕モ幾分ノ責任モアルワケデ教練ヲ出テクレトノコトデアルカラ六回程ツヅケテ出ルツモリデアル。今日マデ彼ノ為ニ二回出席シテ居ルカラコレカラ四回出席スルツモリナリ。

十二月十日

昨日土曜日デ帰省シテ居タガ今日ハ一日中家ニ居ル。夕方乾氏来ル。

此ノ頃全ク財政難ト就職難トデ憂鬱ダ。

京都へ来シナニ正次氏ト河北ニ一緒ニ行カナイカト電話ヲカケサシタラ明日行クトノコト。ソレデー人デヤツテクル。

十二月十七日

今年モ顔見世ヲ見ニ行クツモリデ居タガ金曜日ノ日ニ大西トTRINKENシテオデンヤデ米沢、米谷、大塚、吉本等ニ会ヒ遊ビニ行ツテシマツテツマリ顔見世代ヲ飛バシタノデ残念ナガラ本年最後ノ年ハ中止スルコトニナツタ。

ソノ後就職ノ話ハ進マヌガナイ時ニハ辰馬ガ使ツテヤルト云フノデー先ヅ安心シテヨイ。

十二月二十六日

二十四日ノ午後家へ帰ツタラ安田保善社カラ成績証明書ト身元調書戸籍謄本学校長ノ推薦書ヲ送レト云ツテ来テ居タノデ今日正午スギノ汽車デ京都へ行ク。

学校ノ事ム室デ身元調書ヲモラヒ、推薦書ハクレズ紹介書ヲクレソレヲ同封シテ早速送ル。

下宿ヘヨリソレカラ大塚ヲ訪ネル。大塚ト共ニ町ヘ出テ飯ヲ食ツテ八時スギ帰宅。

昭和九年一月一日

此年モ二十四才ノ春ヲ迎ヘルコトニナル。今年デ長イ十六年間ニ亙ル学校生活モコノ三月デ終末ヲツゲコレカラ実社会ヘ飛出シテ行カネバナラヌ。就職ハ未ダ何所トモ定マツテ居ナイガ多分アルダロウト樂觀シテ居ル。カウシテ樂觀視スルコトノ出来ルダケ我ガ身ハ幸福ダロウト考ヘネバナラヌ。コレガ年頭ノ感想ダ。人並ニ年頭ニアタツテ本年ノ予定ト云フモノヲ立テ、見レバ三月マデノ学生生活ニオイテコレマデ随分無理ナ生活ヲシテ居ルカラコレカラ実社会ニ出ルベク少シ身体ヲ大切ニシテ耐久力ヲ養フタメ節制アル

生活ヲシナクテハナラス。ソレニハ第一ニ早起ヲシナクテハナラス。コレマデ不眠症ダト云ツテ居テモ朝寝ヲスルカラ自然ト不眠症ニナルノデ決シテ本来ノ不眠症デナイ。コレガ第一。第二ニハ最後ノ卒業試験ガアル筈デアアルガ僕ハモ早規定科目十八科目ヲ取ツテ居ルノデ受ケナクテモヨイガコレモ学生生活ノ義務ノ方面ノ最後ノモノデアアルカラ全力ヲツクスコト。三月ノ後ノコトハナニモワカラヌカラ何レノ予定モナイガ就職シタガ最後一生ソコニ居据ルノデアアルカラ全力ヲツクスベキコトハ当然デアアル。昨夜ハ除夜ノ鐘ヲ最後マデ聞キ四時半頃ニオキタノデ結局二時間程シカ寝ナカツタ。朝ハ兄武次氏三郎ト共ニ氏神白鶴■綱河北オ寺増谷ニヨリ午後ハ支配人ト共ニ本家乾辰馬ヘ行ク(兄ヤ武次氏ハ朝ノ間ニ行ク)。ソレガスンデカラ神戸ヘ行ク。

一月十日

今日京都ヘ住吉二時一分発ノ汽車デ向フ。

夜ハ下宿デ TRINKEN シテ外ヘ出テ少シ飲ミ寝ル。井上氏トモ飲ム。

一月三十一日

此頃 TRINKEN スルトキツト定ツテヨイコトガ起ラナイ。

例ヘバ去年ノ十二月ノ末ニハ羽織ヲ落シ顔面ヲ負傷シコノ一月十日ニハ十円紛失シ一月二十八日ニハ帽子ト首巻ヲ紛失シソノ上服モ上衣モ泥ダラケトシタ。コンナコトヲ繰返シテ居タラ終ニハ如何ナルコトヲ仕出カスカモシレナイカラコレカラ TRINKEN ヲシテモ度ヲ守ラウト思フ。

去年ニ出シタ住友ト安田ノ願書ハ安田ハコトワリ状ガ来タシ住友ハ今日一時半京大楽友会館デ面会スルト云フコトデアアル。

面会ト云フコトハ僕ハ始メテデアアルガドウシテモ住友ヘ入ラウト云フ気モナイカラ平気デアツタ。四人ヲ一度ニ呼ンデ人事課長、合資会社理事、銀行取締役ノ三人ガ居テ主トシテ人事課長ガ四人ノ求職者ニ交互ニ質問シテ居タ。身元調書ノヤウナモノヲ一番始メニ別室デ書カシタガコレニ自己ノ技芸ニツキスグレタモノニ記憶ノ早イコト云フ出タラメラ書イテヤツタ。

二月三日

本日ハ節分デ吉田神社ガ賑ハツテ居ル。去年一昨年ハ今頃ハ勉強ノ最中デアアルガ本年ハ僕ハ規定課目十八科目ヲスデニ取ツテ居ルノデ勉強スル気ナンカテンデ無イ。本年ハ四科目程取ルツモリダ。

今日土曜日デ家ヘ帰ル。住友カラ通知ガ来テ居テ案ノ如ク不採用ト決定仕リ候ト来タ。

明日ハ是非共同信託ノ吉田氏ニ会ニ行ケトノコトデアアル。

二月二十日

試験ガ真近ニ迫ツテ来タ。

僕ハ規定科目十八科目ヲ取ツテ居ルカラ敢テウケナクトモヨイワケダガコノ一年只遊スルコトニナルカラ今ノ予定デハ五科目取ルツモリダ。

即チ二月二十三日ニハ行政法二部、二月二十四日信託法、二月二十七日破産法、三月五日政治史、三月八日刑事訴訟法。

スデニ十八取ツタト思フト少シモ勉強スル氣ニハナラレナイ。

近頃米沢、米谷、大塚トヨク遊ブヤウニナリ井上トハ例ノコトカラアマリ遊バナイ。

二月二十三日

今日ヨリ試験ガ始ル。僕モ最初ノ日ノ九時ヨリ一番始メ試験行政各論ヲウケタ。

問題

一、保安警察ト行政警察トノ区別ヲ説明セヨ。

二、善良ナル風俗ニ反スル著作物ヲ他人ニ無断ニ頒布シタル場合ニハ著作ノ侵害ヲ生ズルヤ。

三、■連発明ニオイテ特許権ノ制限ヲウクル事ガ公用制限ニナルコトヲ説明セヨ。(三番ノ問題ハ大体デ明確ニカウデアルトハ書ケナイ)

三題中二題。

僕ハ一、二ト書イタ。アマリ勉強シテ居ナイノデヨクカケナイ。

二月二十四日

本日午後一時ヨリ信託法ノ試験アリ。

問題 (入江<sup>(真太郎)</sup>講師担当)

一、受託者ガ信託財産ヲ合有スル場合ニ於ケル法律関係ヲ説明セヨ。

二、受益権ノ意義ナラビニ性質ヲ論ズベシ。

コレデ試験ハ二十七日マデナイカラ夜大塚ト遊ビニ出テ米沢、吉本ニ会ヒトモニ飲ム。

三月十八日

信託法ヲ受験シテ以来二十七日破産法ト刑事訴訟法ヲ受験シタ。政治史ハ受ケルツモリデアツタガ嫌ニナリ米谷ヲサソイ出シ井上ト三人デ遊ビソレカラ大塚ノ下宿ヲオソフ。彼氏ハ大分不機嫌デアツタ。

刑訴ガ八日ニスンデ十日ニ家ヘカヘリ十三日ガ台湾ノ伯父ノ一周忌ト云フノデ常順寺ヘ参詣。ソレカラ京都ヘ行キダラダラト遊ビ十八日ニカヘル。十五日ノ夜ハ井上、大塚、正次氏ト共ニ写真ヲ取ル。

破産法試験問題 (齊藤講師)

一、破産制度ノ目的ヲ説明スベシ。

二、取戻権別除権及ビ破産債権ノ区別ヲ説明スベシ。

刑事訴訟法

一、公訴権ヲ弁■權トノ関連ニオイテ説明スベシ。

二、左ノ規定ノ理由

十二、三五六本文 三五七各項

[註]

(1) 猶興学会 1926年6月2日に発足した学生団体で、「日本国民たる自覚を失ふことなくして各種の学術を研究」(『京都帝国大学新聞』1926年6月1日付)することを目的としていた。各種講演会、研究会や戦死傷病者遺家族

の慰問金募集活動等を行っていたが、1932年2月・3月の血盟団事件で、同会から法学部2名、文学部1名の学生が検挙された(前掲『京都大学百年史』総説編、1998年、363-365頁)。

- (2) **中野正剛ガ・・・演説ヲシテ居タ** 衆議院議員の中野正剛は、学友会講演部の招きで1932年6月17日来学し、法経第一教室において「現代日本の動向」と題した講演を行った。報じた新聞記事によると、中野は「現代農村の不況打開は既成政党は勿論無産党に至るまで不可能であると説き、「領土に関する経済正義の徹底」「大衆生活の絶対保証」「統制経済の完成」の三綱領を挙げ、どんどん現実問題を取り挙げ、説明し、それが為めには是非とも強力な政党が必要であると結論し」という(『京都帝国大学新聞』1932年6月21日付)。
- (3) **運動週間** 各運動部単位で行われていた東京帝国大学との対抗戦が、1924年10月から一時期に集中して開催されるようになった。最初は京都で開催され、野球・柔道・弓道・庭球・剣道・陸上競技の対抗戦に加え両大学合同の演説会や演奏会も開催された。以後、開催地を交互にして毎年10月に行われるようになり、京大では「運動週間」と称して講義を休みとしていた。